

早わかり！証券税制のポイント

最初に知っておきたい証券税制

上場株式等の税制概要と損益通算

1. 上場株式等とは

【上場株式等に含まれるもの】

- 上場株式（上場新株予約権を含む）
- 外国株式
- 特定公社債
- 公募株式投資信託
- 公募公社債投資信託 など

課税方法は同じ

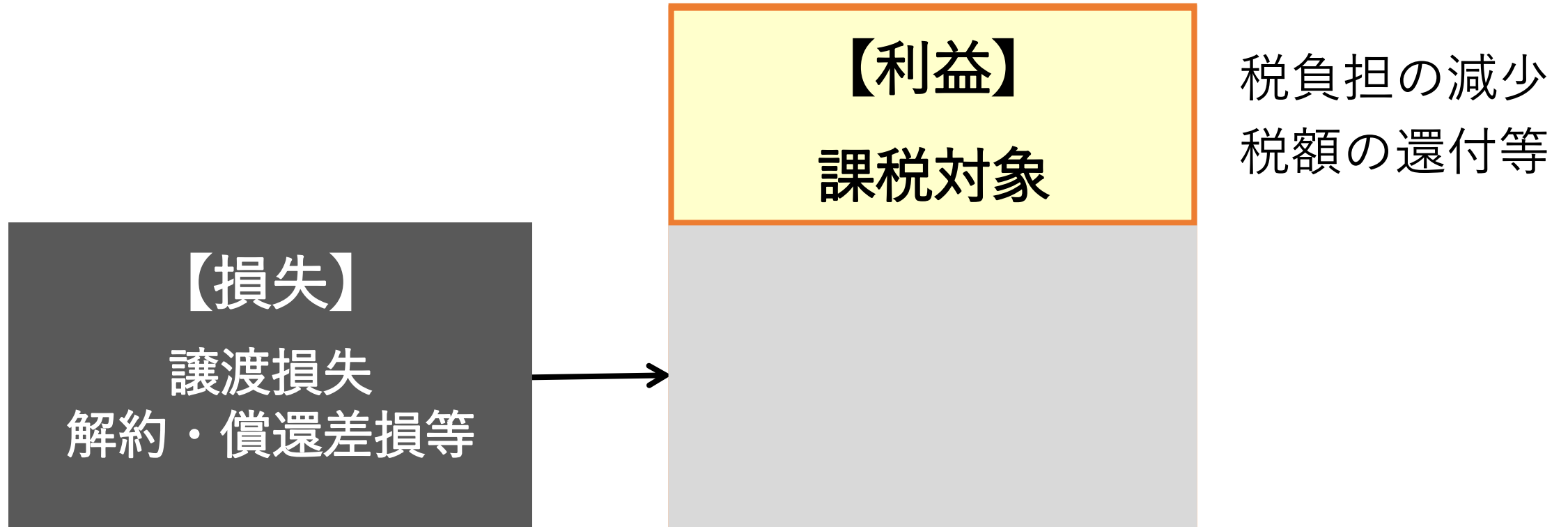
2. 上場株式等から生じる2つの所得

上場株式等の 譲渡所得等	譲渡損益	申告分離課税 年間の株式等の譲渡所得等 × 20.315% 原則、確定申告による納税
	解約差損益	
	償還差損益	
	特定口座 (源泉徴収あり)	金融機関が源泉徴収 確定申告は不要 (申告することも可能)

上場株式等の 配当所得	上場株式の配当金 公募株式投資信託の分配金	源泉徴収 (20.315%) 確定申告は不要 (確定申告することも可能)
上場株式等の 利子所得	特定公社債の利子 公募公社債投資信託の分配金	
		確定申告する場合 配当所得：申告分離課税または総合課税 利子所得：申告分離課税

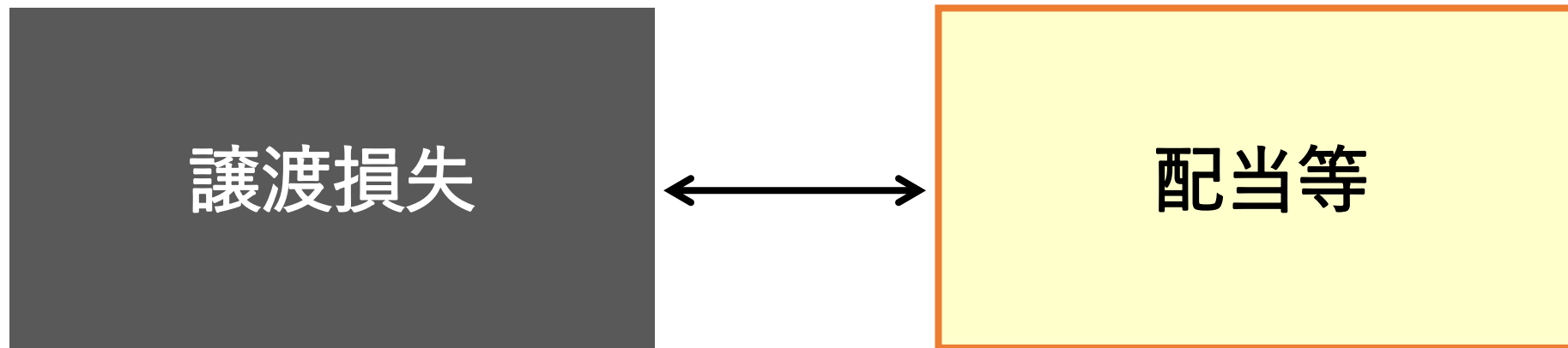
3. 上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算の特例 ①

損益通算とは...



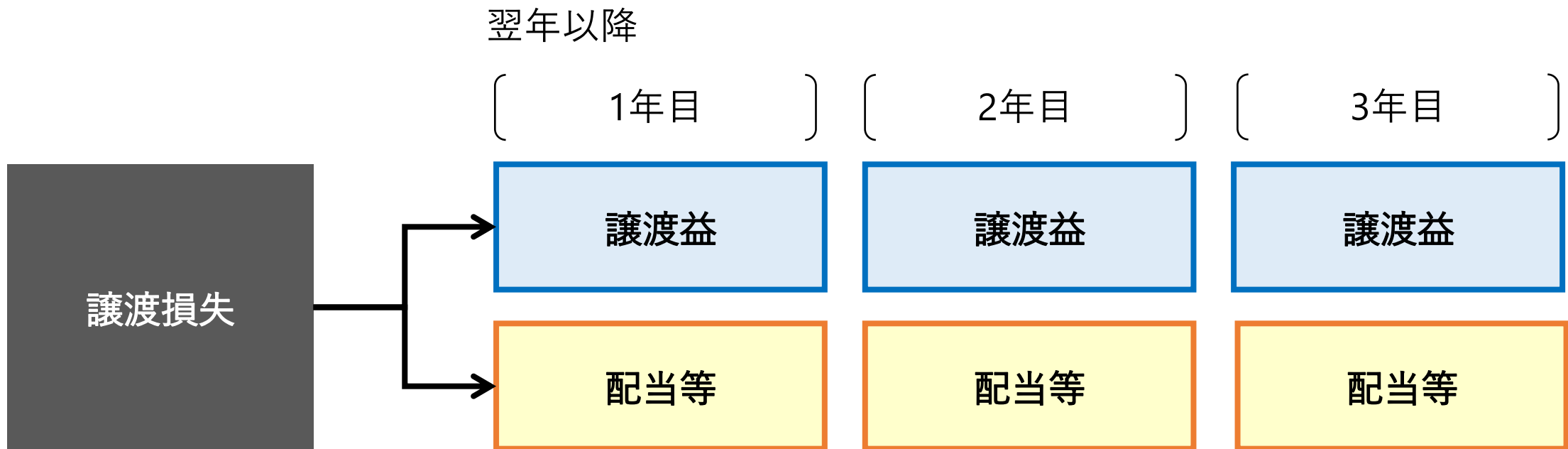
4. 上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算の特例 ②

- 年間の譲渡損益が損失の場合、
上場株式等の配当等と損益通算することができます
- 損益通算することで、配当等から源泉徴収された税金の還付が受けられます

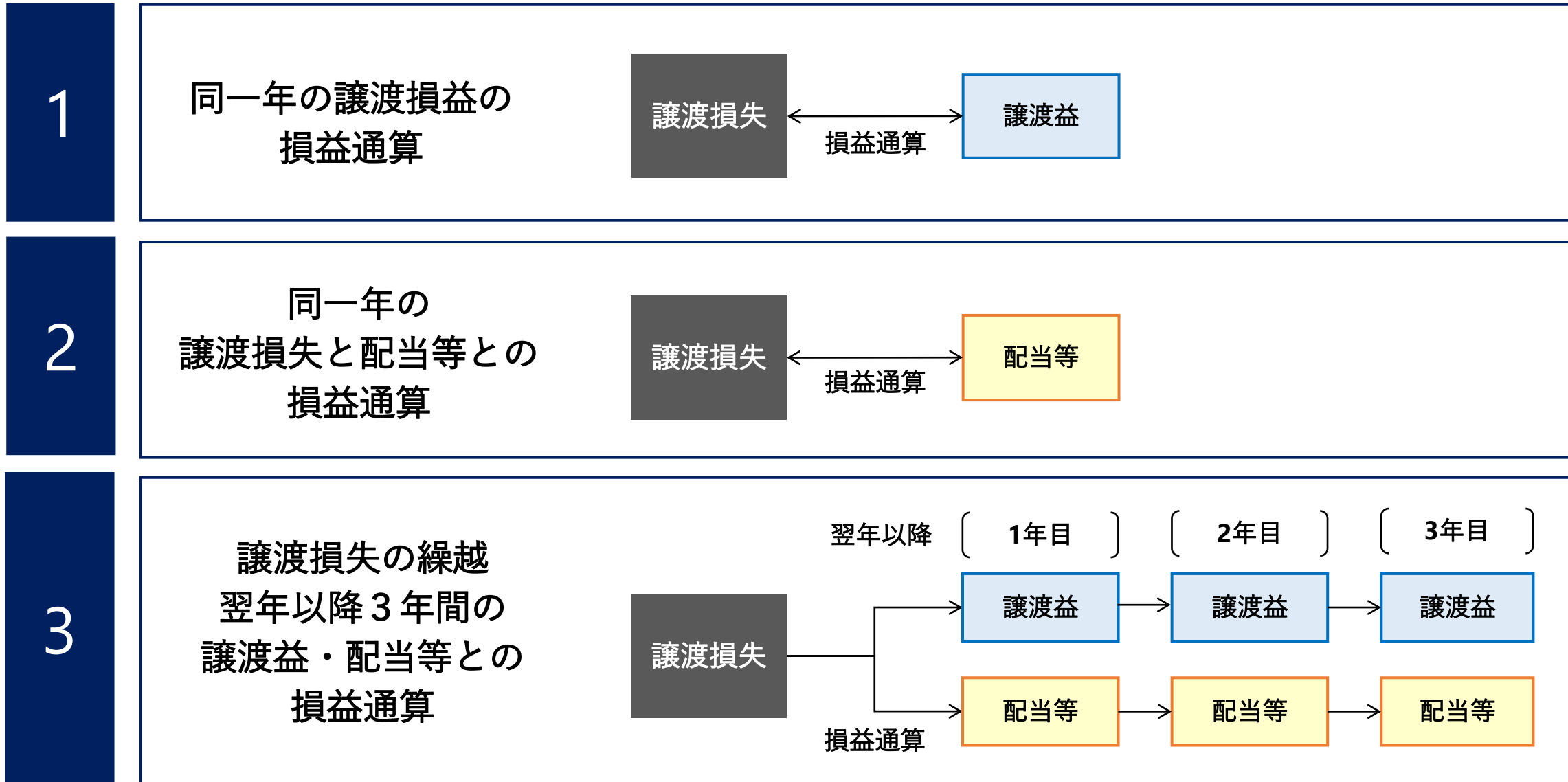


5. 譲渡損失の繰越控除の特例

- 年間の譲渡損益が損失の場合、翌年以降3年間、譲渡損失を繰越して将来の譲渡益や配当等と損益通算することができます
- 譲渡損失の繰越しを適用するためには確定申告の手続きが必要です



6. 損益通算の順序



【当資料の利用に関する留意事項】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は2024年7月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介することもできますのでご相談ください。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【東海東京証券の概要】

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会